

改正 平成26年7月9日 原規技発第1407092号 原子力規制委員会決定

研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管P発第1306192号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））の一部を次のとおり改正する。

平成26年7月9日

原子力規制委員会

研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部改正について

原子力規制委員会は、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈を次の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この改正は、平成26年7月9日から施行する。

研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の一部改正 新旧対照表（下線部は改正部分）

○研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈

研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（現行）	研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（改正案）
<p>(保安電源設備) 第三十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 保安電源設備（安全施設へ電力を供給するための設備をいう。）は、電線路、発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から安全施設への電力の供給が停止することがないよう、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止するものでなければならない。</p> <p>4～8（略）</p>	<p>第33条（保安電源設備）</p> <p>1（略）</p> <p>2 第3項に規定する「機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止する」とは、電気系統の機器の短絡、<u>地絡又は母線の低電圧若しくは過電流等を検知し、遮断器等により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できることをいう。</u></p> <p>3～8（略）</p>	<p>第33条（保安電源設備）</p> <p>1（略）</p> <p>2 第3項に規定する「機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止する」とは、電気系統の機器の短絡若しくは地絡又は母線の低電圧若しくは過電流等を検知し、遮断器等により故障箇所を隔離することによって、故障による影響を局所化できるとともに、他の安全機能への影響を限定できることをいう。<u>また、外部電源に直接接続している変圧器の一次側において3相のうち1相の電路の開放が生じた場合にあっては、安全施設への電力の供給が不安定になったことを検知し、故障箇所の隔離又は非常用母線の接続変更その他の異常の拡大を防止する対策（手動操作による対策を含む。）を行うことによって、安全施設への電力の供給が停止することがないように、電力供給の安定性を回復できることをいう。</u></p> <p>3～8（略）</p>